

平成 22 年度宍粟市の人事行政の運営等の状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

宍粟市では、新規採用の抑制・退職勧奨の実施等により、定員の適正化に取り組んでいます。

平成 22 年 4 月 1 日現在の正規職員数は、合併した平成 17 年 4 月 1 日と比較し、**5 年間で 102 人減**となっています。

### ●宍粟市職員数の推移

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	削減数・率
全体職員数（人）	862	859	822	789	765	760	102 人 ▲11.83%
うち一般事務職	536	524	503	478	456	450	
うち病院・消防	326	335	319	311	309	310	

平成 17 年 4 月 1 日に宍粟市が誕生し、平成 22 年 4 月 1 日現在で職員数は 102 人(11.83%)の削減となっています。

### ●目標値・達成率

時 点	目標値	実績値	達成率
H22.4.1	803 人 (▲59 人)	760 人 (▲102 人)	172.9%
H27.4.1	742 人 (▲120 人)	—	—

### ●県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

	職員数（人）		市人口 （人）	職員 1 人当たり の市民人口	職員 1 人当たり の面積 (k m)
	全職員	病院・消防 除く職員			
宍粟市	760	450	43,313	96 人	1.46
類似団体	474	402	44,546	111 人	0.94
合併市	697	606	69,753	115 人	0.81
	380	325	27,623	85 人	1.30
	428	378	33,969	90 人	1.07
	576	569	52,012	91 人	0.40
	556	540	48,800	90 人	0.34
	532	320	39,613	124 人	0.49
類似団体	718	332	47,592	143 人	0.45
西播磨 他市	309	240	31,449	131 人	0.38
	882	618	81,120	131 人	0.34
	920	424	51,174	121 人	0.30

宍粟市の平成 22 年 4 月 1 日現在の人口は 43,313 人、面積は 658.60k m<sup>2</sup> (県内 2 番目の面積) となっています。

合併で新たに誕生した市と比較すると病院・消防を除く職員 1 人当たりの人口は 96 人と 4 番目に多く、職員 1 人当たりの面積は 1.46k m<sup>2</sup> と非常に広い面積を抱えています。

しかしながら、近隣市や類似団体と比較すると、宍粟市はまだまだ職員数が多く、今後も削減していかなければなりません。

## (1) 職員の任免の状況 (平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)

### ① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	4 人	2 人	6 人
消防士	3 人	0 人	3 人
社会福祉士	0 人	1 人	1 人
幼稚園教諭・保育士	0 人	2 人	2 人
医師	1 人	1 人	2 人
看護師	1 人	12 人	13 人
助産師	0 人	1 人	1 人
計	9 人	19 人	28 人

※ うち年度途中採用 6 人 (一般行政 2 人、看護師 2 人、助産師 1 人、医師 1 人)

### ② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の級より上位の職に任命されることです。平成 21 年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

#### 【昇格者一覧】(一般行政職給料表適用者)

級区分	男	女	計
6 級	6 人	0 人	6 人
5 級	6 人	2 人	8 人
4 級	11 人	6 人	17 人
3 級	10 人	5 人	15 人
2 級	4 人	1 人	5 人
計	37 人	14 人	51 人

#### 【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
市民局長	0 人	0 人	0 人
部長級	1 人	0 人	1 人
次長級	6 人	0 人	6 人

課長級	5人	0人	5人
副課長級	6人	2人	8人
係長級	3人	5人	8人
主査級	10人	5人	15人
計	31人	12人	43人

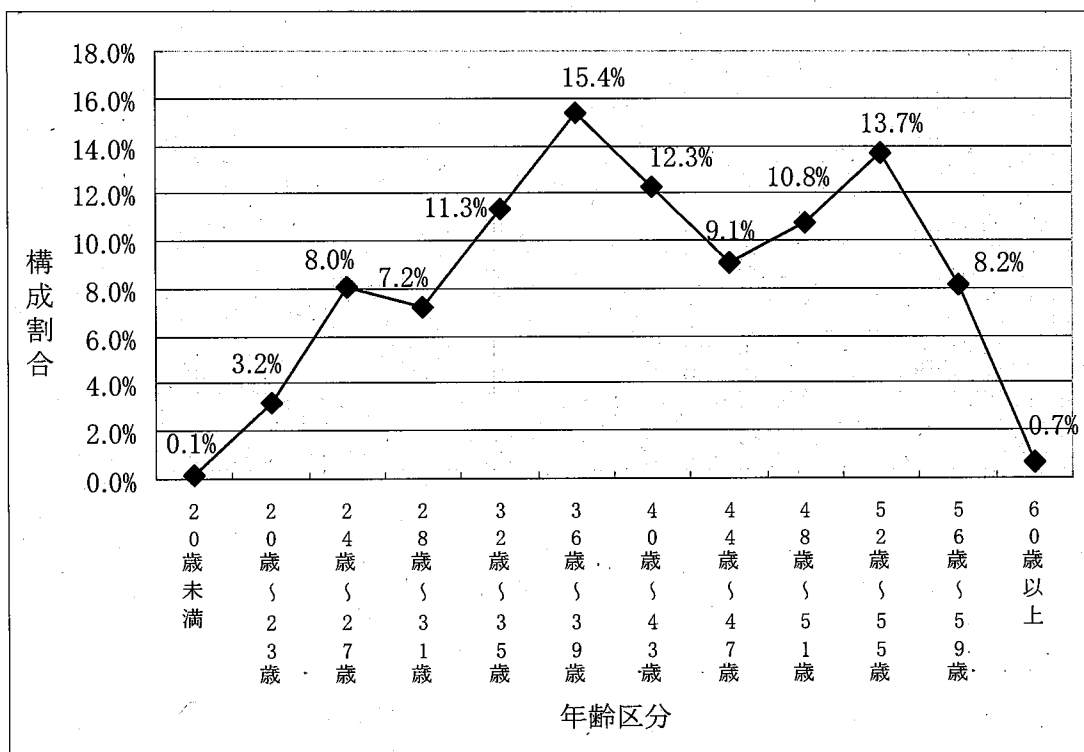
③ 退職

職種区分	定年	勸奨	自己都合等	計
一般行政職	4人	3人	2人	9人
消防士	0人	1人	0人	1人
医師	0人	0人	3人	3人
看護師・助産師	1人	0人	10人	11人
技能労務職	1人	0人	1人	2人
保育士・幼稚園教諭	1人	2人	0人	3人
計	7人	6人	16人	29人

(2) 職員の年齢別構成の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	24	61	55	86	117	93	69	82	104	62	5	759

●年齢別職員構成比 (%)



(3) 定員管理上の数値の推移等

平成17年4月1日からの定員管理上の推移

部 門	区 分	職 員 数						対17年 増減数
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
一 般 行 政	議会・総務	105	109	106	105	102	96	△ 9
	福祉	136	132	132	119	117	118	△ 18
	その他	124	118	113	109	109	107	△ 17
	小 計	365	359	351	333	328	321	△ 44
特 別 行 政	教育	120	110	97	91	83	80	△ 40
	消防	72	72	71	71	69	71	△ 1
	小 計	192	182	168	162	152	151	△ 41
公 営 企 業	病院	254	263	248	240	240	239	△ 15
	水道・下水道	35	36	36	35	27	28	△ 7
	その他	16	19	19	19	18	21	5
	小 計	305	318	303	294	285	288	△ 17
合 計		862 [892]	859 [892]	822 [892]	789 [892]	765 [805]	760 [805]	△ 102

※ [ ] 内は条例定数です。

2 職員の給与の状況

宍粟市では、諸手当を含む給与の見直しを行い、人件費の抑制にも取り組んでいます。

給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成17年度		・教育長の期末手当の0.05月分減
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額平均4.8%減</li> <li>・55歳以上昇給抑制</li> <li>・調整手当の廃止</li> <li>・特殊勤務手当の廃止(21手当→15手当に削減)</li> <li>・県内日当の廃止</li> <li>・退職時特別昇給の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額の減額 市長：10%減額 (940,000円→860,000円)</li> <li>副市長：5%減額 (760,000円→722,000円)</li> <li>収入役：5%減額 (685,000円→650,750円)</li> <li>教育長：5%減額 (685,000円→650,750円)</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠外定期昇給の廃止</li> <li>・人事院勧告に伴う勤勉手当の0.05月増の平成20年度への見送り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の給料減額の継続(H18～)</li> <li>・特別職の人事院勧告に伴う期末手当(教育長は勤勉手当)の0.05月増の見送り</li> </ul>
平成20年度		・特別職の給料減額の継続(H18～)
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末勤勉手当0.35月減</li> <li>・30歳以上職員給料平均0.22%減</li> <li>・住居手当(持ち家)</li> </ul>	・特別職の給料減額の継続(H18～)

	3,500円 → 2,500円 ・消防署の隔日勤務手当、火災出動手当、救急出動手当の金額減等	
--	---	--

(2) 普通会計人件費の推移

	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	人件費	経常収支比率	うち人件費の割合
平成 21 年度	43,313 人	24,868,238 千円	4,275,393 千円	95.5%	26.5%
平成 20 年度	43,805 人	23,777,363 千円	4,484,896 千円	96.3%	28.1%
対前年度比	▲492 人	+1,090,875 千円	▲209,503 千円	▲0.8%	▲1.6%

※人件費には投資的経費に係る人件費を含んでいません。

※経常収支比率は、財政の弾力性を示すものさしで、100%に近いほど弾力性に欠けます。

(3) 職員の平均給与月額等の状況 (H22. 4. 1 現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	42.9 歳	334,216 円	430,148 円	379,713 円
昨年度	42.8 歳	335,234 円	427,981 円	382,302 円
増 減	0.1 歳	▲1,018 円	2,167 円	▲2,589 円
兵庫県	44.2 歳	342,700 円	436,084 円	392,882 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	327,906 円	374,248 円	352,886 円

※「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在の職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当を除いたものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	46.4 歳	299,598 円	363,067 円	329,609 円
その他技能労務職	47.6 歳	316,932 円	406,925 円	336,852 円
清掃職員	52.6 歳	346,977 円	411,392 円	374,464 円
学校給食調理員等	42.7 歳	279,373 円	348,358 円	319,513 円
用務員	** 歳	**** 円	**** 円	**** 円
看護補助員	46.0 歳	256,472 円	282,977 円	276,472 円
運転手	** 歳	**** 円	**** 円	**** 円
兵庫県	49.8 歳	333,700 円	400,869 円	368,813 円

国	49.3 歳	284,514 円	—	322,291 円
類似団体	48.1 歳	299,737 円	320,499 円	310,712 円
民間事業者平均	52.7 歳	—	357,076 円	322,020 円

※「民間事業者平均」については、平成 22 年の人事院勧告資料をもとに算出しています。

※「\*\*\*」の表示は人数が 1 人の場合に個人情報の観点から非表示としています。

### ③教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	42.4 歳	318,155 円	358,966 円	354,216 円
兵庫県	43.8 歳	375,200 円	433,414 円	—
類似団体	43.3 歳	322,925 円	342,890 円	—

### ④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	39.1 歳	299,776 円	379,355 円	347,980 円
兵庫県	—	—	—	—
類似団体	39.4 歳	302,127 円	358,674 円	328,062 円

### (4) 職員の初任給の状況 (H22. 4. 1 現在)

区 分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,280 円	137,200 円
	中学卒	—	125,190 円	129,200 円
教育職	大学卒	172,200 円	194,708 円	—
	短大卒	155,700 円	172,770 円	—
消防職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

※ 兵庫県は平成 20 年度から職務級に応じて減額措置が実施されています。

### (5) 職員の年齢別給料・平均年収の状況

#### ①市長、副市長、教育長の給料・年収（見込み）

（単位：円）

	市 長	副市長	教育長
年間収入	14,480,400	11,715,960	10,498,290
給料月額	880,000	712,000	638,000

※ ボーナスは年間 4.05 か月分支給されます。（上記金額に含む）

②市議会議員の報酬・年間収入（見込み）

（単位：円）

	議 長	副議長	議 員
年間収入	7,347,200	6,068,000	5,674,400
報酬月額	448,000	370,000	346,000

※ 議長、副議長は1年間継続してその職にある場合の見込みであり、実際の個人への支給額とは異なります。

※ 議員報酬は平成22年度から約3%削減し、年間約367万円の削減となります。（議員1人当たり年間約18万円の削減）

※ ボーナスは年間4か月分支給されます。（上記金額に含む）

③職員の年齢構成別平均給料・年間収入

（単位：円）

	職員構成	平均給料	平均年収
20歳～24歳	2.2%	183,609	2,975,750
25歳～29歳	8.9%	204,504	3,314,403
30歳～34歳	8.6%	255,302	4,187,462
35歳～39歳	19.9%	299,162	4,910,603
40歳～44歳	15.5% (0.4%)	340,683	5,606,654
45歳～49歳	11.5% (5.2%)	373,994	6,394,760
50歳～54歳	19.5% (12.7%)	394,226	6,869,658
55歳～59歳	13.9% (10.7%)	411,604	7,292,975

※ 平均給料等は平成22年4月1日現在のものです。

※ 平均年収には管理職手当を含み、別途、実績や状況により時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当などが支給されます。

※ ボーナスは年間4.15か月分支給されます。（上記金額に含む）

※ 年度途中の退職者・育児休業者などは除いています。

※ （ ）はうち管理職の割合

市職員の給料は、条例によって定められており、毎年の人事院勧告を参考に決定しています。人事院勧告による給料表は、全国で最も民間賃金の低い「北海道・東北ブロック」を基準に作成されており、毎年、民間企業との差額分改定されています。宍粟市も級数を少なくしたうえでこの給料表に準拠しています。

市職員の構成は若年層は少なく、中年層・高年層が多くなっており、全体の平均給与を押し上げています。

今後も、勸奨退職制度などにより、バランスのとれた職員構成をめざすとともに、職員給与の総額を抑制していく必要があります。

## (6) 職員の手当の状況

### ① 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市		兵 庫 県		国	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,440 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,846 千円		—	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分		(20年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.50 )月分 ( 0.70 )月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%	

◇ ( )内は、再任用(職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度)職員に係る支給割合です。

### ② 退職手当(22年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	8,076 千円	26,593 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置:2~20%加算		
その他の加算措置 50歳以上で勤続20年以上で勸奨退職の場合 算定基礎給料を2%~20%加算					
※平成18年度から3年間の措置として、45歳以上の勤続25年以上職員を対象に、早期の職員の規模適正化を推進しました。					

◇ 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ③ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
宍 粟 市	0 %	0 %

◇ 国の制度では、支給指定地においては、給料と扶養手当の月額3%~18%とされています。

◇ 宍粟市は地域手当を支給していません。



④特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		7,470千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		6,406円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		14.9%	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	当該業務に従事した者	感染症患者等の救護等	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	下水道関係部署勤務職員	下水道マンホール等入孔業務	1日当たり600円
	地域振興課勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	1日当たり600円
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	1日当たり600円
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	1回当たり1,000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員	ごみ、し尿取扱業務	1日当たり600円
火葬業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員	火葬業務	1日当たり600円 その他火葬1体につき2,000円(小動物200円)、霊柩車の運転1体当たり1,500円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	1月当たり2,000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	1月当たり650,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	診療点数に10円を乗じた額の2分の1
火災等出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(火災等)	1回当たり機関員300円、その他200円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(救急)	1回当たり機関員等510円、その他200円
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員	隔日勤務する職員で通信業務に従事する職員	1当務当たり440円

※ 上記実績、平均支給額には診療所医師に係る手当は含んでいません。

⑤時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	286,172千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	728千円
支給実績(20年度決算)	158,272千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	392千円

⑥その他の手当(22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ・・・6,500円 配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 (3)その他の扶養親族 ・・・6,500円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	76,894 千円	257,170 円
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に 27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 2,500円	(1)同 (2)異	(2) 持ち家は無し	24,972 千円	93,525 円
通勤手当	●公共交通機関利用 55,000円を限度に実費	同	—	82,000 千円	149,090 円
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	22,700円		
55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km 加算	24,500円			

管理職手当	市民局長:69,000円 部長級:67,000円 次長級:57,000円 課長級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円	同	-	87,911 千円	578,359 円
-------	--	---	---	-----------	-----------

(7) 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

給料	区分	給料	月額	
			額	等
報酬	市長 ( )減額前	880,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長 ( )減額前	712,000 円	1,010,000 円/	455,000 円
	議長	448,000 円	800,000 円/	347,500 円
	副議長	370,000 円	495,000 円/	274,000 円
	議員	346,000 円	440,000 円/	234,000 円
				400,000 円/
期末手当	市長・副市長	(21年度支給割合) 4.05 月分		
	議員	(21年度支給割合) 4.00 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×41/100	16,649,280円	任期ごと
	備考	給料月額×在職月数×25/100	8,664,000円	任期ごと

- ◇ 現在、特別職の給料及び議会議員の期末手当は一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数よりも少なくなっています。
- ◇ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（総合病院・消防本部の夜間勤務・隔日勤務職員等を除く）

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

#### (2) 休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。（平成22年4月1日現在）

種類	内容	日数等	備考										
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 ※参考：年次休暇の取得状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成21年</td> <td>7.7日</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>8.8日</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>9.1日</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>8.2日</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>7.1日</td> </tr> </table>	平成21年	7.7日	平成20年	8.8日	平成19年	9.1日	平成18年	8.2日	平成17年	7.1日	1暦年において20日以内	有給
平成21年	7.7日												
平成20年	8.8日												
平成19年	9.1日												
平成18年	8.2日												
平成17年	7.1日												
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があると認められた場合に取得できる休暇	90日以内	有給										
特別休暇	特別の事情により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ※詳細は次ページのとおり。	それぞれの休暇に応じた日数・時間	有給										
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	連続する6か月以内	無給										
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合の休暇	1暦年において30日以内	無給										

●特別休暇の種類

休 暇 名	内 容	取 得 日 数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭等する場合	必要と認められる期間
骨髄液提供休暇	骨髄液提供の登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週）・産後8週間
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回30分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後2週間以内で2日以内
男性職員の育児参加休暇	小学校就学前までの子の養育のための休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大10日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5日以内
リフレッシュ休暇	勤続20年・30年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する3日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護するための休暇	5日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

### (3) 育児休業等

#### ①制度の概要

休業の種類	概要															
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能															
部分休業	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で取得可能															
育児短時間勤務	<p>地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日</th> <th>勤務日・時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土日</td> <td>月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土日</td> <td>月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)</td> </tr> </tbody> </table>		週休日	勤務日・時間	1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)	2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)	3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)	4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)
	週休日	勤務日・時間														
1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)														
2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)														
3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)														
4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)														

※育児休業、部分休業をした期間は、給与は支給されません。また、育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

#### ②育児休業・部分休業の取得者数(平成21年度)

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	3人
	前年度から引き続き取得している者	7人
部分休業・育児短時間勤務した者		0人

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分(平成21年度)

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分のことをいい、平成21年度中の処分者は以下のとおりです。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			11人		11人
職に必要な適性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職及び過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			1人		1人

## (2) 懲戒処分（平成 21 年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人				1人

## 5 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・ 職務命令等に従う義務
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業等の従事制限
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記のサービス事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

- ① 消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- ② 定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
- ③ 公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

平成 21 年度は、「宍粟市職員の倫理の確保に関する規程」・「宍粟市コンプライアンスマニュアル」を策定し、全職員に遵守するよう周知徹底及び研修をしています。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

### (1) 職員の研修の状況（平成 21 年度）

	分類	受講者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	11 コース 34 人	行政管理能力、接遇向上等の習得を図る。 (管理職研修、接遇指導者養成研修等)
	兵庫県市町振興課研修	8 コース 8 人	行政実務の能力の向上を図る。 (住民と行政の協働推進、徴収、財務等)
	西播磨地域別管理職研修 (職員の多重債務の防止)	3 人	職員が多重債務に陥り公務の妨げにならないよう管理職としての指導手法を学ぶ。
	(財)兵庫県市町村振興協会 (パソコン研修)	7 コース 36 人	パソコンについて専門知識を習得し、業務効率化を図る。
	兵庫県市町職員職場研修	4 人	兵庫県税務課・土木事務所・土地改良事務所に職員を1年間派遣し、市町行財政・土木等行政の幅広く深い知識の習得を図る。
市単独(市内)研修	人権研修	680 人	人権を尊重するまちづくりをめざし、そのための職員の育成を図る。また、職場において事後研修を実施した。
	接遇研修	15 人	若手職員の接遇能力を磨き、窓口対応能力向上を図る。
	公務員倫理研修	16 人	若手職員の公務員としての倫理観を深く認識し行政事務に活かす。
	初任者研修	17 人	市の各分野の業務を幅広く習得し、市職員としての対応能力の向上を図る。
	人事評価研修	9 人	人事評価制度構築のために評価手法や評価におけるの注意事項などノウハウを学ぶ。
	災害後メンタルヘルス研修	49 人	災害復興支援は職員の健康が第一であることから、管理職がこころのケアを学ぶ。
	管理職メンタルヘルス研修	44 人	ストレスと心の病の対策方法を学び、管理監督職の役割の向上を図る。
	財政状況等説明会	234 人	市の財政状況等の現状及び展望を深く認識し、今後の業務に活かす。
	行政評価研修	110 人	管理監督職の行政評価制度の認識を深め、事務事業検証に活かす。
	建設事業担当者研修	35 人	事業系部署職員の現場担当者の技術向上、知識向上を図る。
その他の研修	コンプライアンスマネージャー研修	13 人	コンプライアンスマニュアルを活用し、所属職員のコンプライアンス意識向上を図る。
	選挙事務担当職員研修 (近畿都市選挙管理委員会)	1 人	選挙事務について様々な問題やケース等の対応について深く学び、正確かつ迅速な選挙執行に活かす。
	創業塾(宍粟市商工会)	1 人	創業に係る基本的知識を習得し、市民からの創業相談等対応力向上を図る。



## (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条第1項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されており、宍粟市では、宍粟市勤務評定規則を定め、定期的に勤務成績を評定しています。

勤務成績を評定することにより、公正な人事行政運営と職員の執務能力の発揮・増進を図ることができます。

なお、評定者は次のとおりです。

評定を受ける職員	第一次評定者	第二次評定者	調整者
副課長級以下の職員	所管する課長級の職員	所管する次長級の職員	市長
課長級の職員	所管する次長級の職員	所管する部長級の職員	市長
次長級の職員	所管する部長級の職員	副市長	市長
部長級の職員	副市長	—	市長

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第66条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断を毎年度定期的に行っています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断（法律義務）その他予防接種等であり、健康診断については（財）兵庫県健康財団に委託しています。

#### ●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況（平成21年度）

	平成21年度
負担金	11,443千円

### (2) 公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

#### ●平成21年度の公務災害・通勤災害の状況

項目	件数
公務災害認定件数	5件
通勤災害認定件数	1件

#### ●地方公務員災害補償基金兵庫県支部への平成21年度負担金

	平成21年度
負担金	5,618,994円

※負担金は前年度の職員の給与をもとにその年の率（毎年変動）により算出されます。

### (3) 共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に加入しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

また、宍粟市は、職員の福利増進等のため、兵庫県町村職員互助会・兵庫県学校厚生会に加入しています。兵庫県町村職員互助会等は、共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

#### ●兵庫県町村職員互助会等への公費負担状況等（平成 21 年度）

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員1人当たりの公費補助金額	公費負担率
平成21年度	10,502千円	10,734千円	767人	13,692円	49.5%

### (4) 利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、平成 21 年度については、措置要求及び不服申立てはありませんでした。

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。平成 21 年度実施又は採用に係る職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。

職種区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	採用者	倍率
一般行政職	122人	102人	10人	3人	34.0
消防職	26人	21人	10人	3人	7.0
社会福祉士	12人	11人	3人	1人	11.0
保健師	9人	7人	3人	1人	7.0
看護師・助産師	11人	11人	11人	10人	1.1

※ 1次試験：9月20日（日）実施

2次試験：11月2日（月）実施（看護師は10月28日実施、その他実施日あり）

※ 1次試験：県内統一の教養試験・作文試験 2次試験：面接（消防は実技あり）

※ 緊急雇用対策として一般行政は7月1日に2人採用しています。

1次試験：5月10日（日）実施 2次試験：6月15日（月）実施

申込み：77人 受験：73人 1次合格：8人 最終合格：2人 倍率：36.5倍